

※このパンフレットは、令和4年5月1日以降に解散した厚生年金基金の加入員が対象になります。

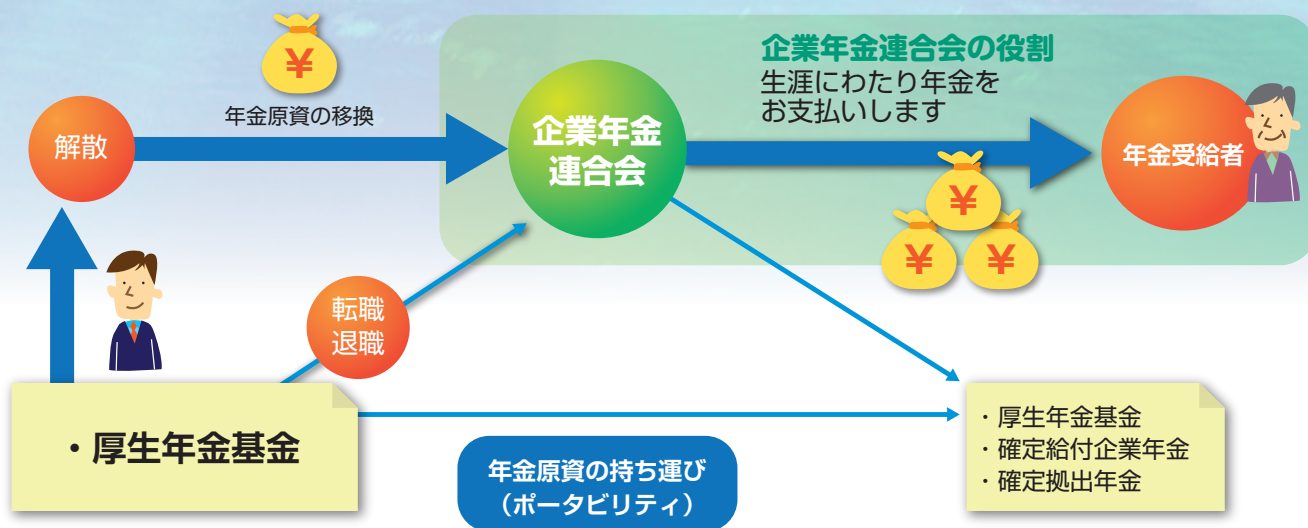


Pension Fund Association

企業年金連合会 通算企業年金のおすすめ

年金原資の持ち運びと企業年金連合会の役割

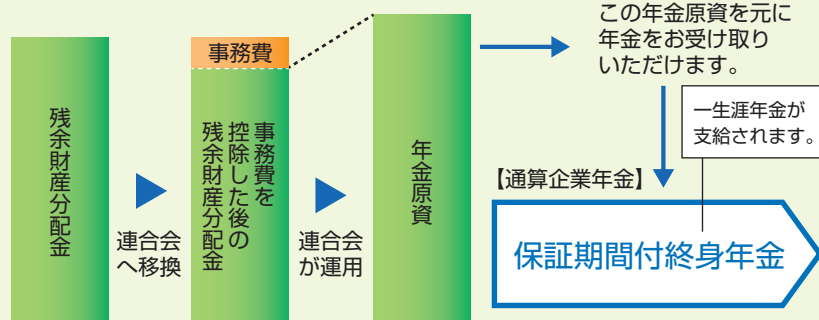
- 企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金の通算センターとしての役割を担っています。
- 加入されていた厚生年金基金が解散したことにより残余財産分配金を受け取ることができる方は、残余財産分配金を企業年金連合会に移す（移換する）ことにより、将来、生涯にわたって年金（通算企業年金）としてお受け取りいただけます。



通算企業年金は生涯にわたりお受け取りいただける終身年金です

- 皆様からお預かりした残余財産分配金は、企業年金連合会が責任を持って運用します。
- 年金額を算定する際の予定利率^(※)は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて **0.25%～1.25%** です。連合会が移換を受けてから年金を支払い終えるまでの平均期間の違いを勘案しています。（運用の状況によっては、年金額が増額される場合があります。）
- 上記の予定利率の適用対象者は、**令和4年5月1日**以降に解散した厚生年金基金の加入員となります。

通算企業年金のしくみ・イメージ図



(※) 予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	1.25%
45歳以上55歳未満	1.00%
55歳以上65歳未満	0.75%
65歳以上	0.25%

通算企業年金の特長

生涯にわたって年金を受けられます

終身年金ですのでご本人が生存されている限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

保証期間は受取開始年齢から満 80 歳までです

保証期間とは、年金受取開始年齢から 80 歳に達するまでの期間のことを指し、その間に病気や災害などの理由があった場合には「選択一時金」を、お亡くなりになられた場合には「死亡一時金」を、年金に代えて受け取ることができます。

選択一時金

原則として、年金でお受け取りいただくものですが、思いがけない病気や災害などにより資金を必要とされる場合は、年金を受けられる年齢になったとき(原則 65 歳)または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内であれば、残りの保証期間に応じた選択一時金をお受け取りいただくこともできます。

死亡一時金

万一、年金をお受け取りになる前、または年金をお受け取り期間中であっても、保証期間内にお亡くなりになられたときには、残りの保証期間に応じた死亡一時金をご遺族にお支払いいたします。

(注) 年金の受取開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできません。

(注) 残余財産分配金をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、選択一時金や死亡一時金の額がお預かりした金額を下回る場合があります。ただし、裁定請求と同時に全額一時金として選択された場合や、年金受取開始年齢到達前にお亡くなりになられた場合は、事務費控除後の残余財産分配金が最低保証額として保証されます。

(注) 65歳以降に残余財産分配金を移換された場合の保証期間は、移換されたときの年齢に応じて15年～1年となります。

原則 65 歳からお受け取りいただけます

- 受取開始年齢は 65 歳（老齢厚生年金同様、生年月日により 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられます。下表参照）からになります。
- ご本人の選択により、60 歳以降であれば、下表の受取開始年齢よりも早くお受け取りいただくこともできます。この場合、受取期間が長くなりますので、年金額は減額された額となります。
- 受取開始年齢を超えて残余財産分配金を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金をお受け取りいただけます。

男性	生年月日	受取開始年齢
	～昭和 28.4.1	60 歳
	昭和 28.4.2 ～昭和 30.4.1	61 歳
	昭和 30.4.2 ～昭和 32.4.1	62 歳
	昭和 32.4.2 ～昭和 34.4.1	63 歳
	昭和 34.4.2 ～昭和 36.4.1	64 歳
	昭和 36.4.2 ～	65 歳

女性	生年月日	受取開始年齢
	～昭和 33.4.1	60 歳
	昭和 33.4.2 ～昭和 35.4.1	61 歳
	昭和 35.4.2 ～昭和 37.4.1	62 歳
	昭和 37.4.2 ～昭和 39.4.1	63 歳
	昭和 39.4.2 ～昭和 41.4.1	64 歳
	昭和 41.4.2 ～	65 歳

非課税で企業年金連合会へ移換できます

残余財産分配金の企業年金連合会への移換には、税金がかかりません。

(注) 年金受取時は公的年金等に係る雑所得として取り扱われます。

企業年金連合会から他の企業年金制度等に年金原資を移換できる場合があります

企業年金連合会でお預かりした年金原資を他の企業年金制度等に移換できるかどうかは、加入された企業年金制度等にご確認ください。

(注) 残余財産分配金をお預かりしてから、他の企業年金制度等へ移換されるまでの期間が短い場合は、移換額がお預かりした金額を下回る場合があります。

移換する残余財産分配金に対する 年金額（年額）【概算】

（受取開始年齢が 65 歳の場合）

（円：百円未満四捨五入）

	移換時の年齢	予定利率	移換する残余財産分配金					
			10 万円	20 万円	30 万円	50 万円	100 万円	200 万円
男性	25 歳 0 月	1.25%	7,600	15,400	23,100	38,600	77,200	155,900
	35 歳 0 月	1.25%	6,900	13,800	20,700	34,600	69,200	139,400
	45 歳 0 月	1.00%	5,700	11,400	17,200	28,700	57,400	115,100
	55 歳 0 月	0.75%	4,900	9,900	14,900	24,900	49,900	99,900
	65 歳 0 月	0.25%	4,300	8,700	13,100	21,900	43,800	87,500
女性	25 歳 0 月	1.25%	6,500	13,100	19,700	33,000	66,000	133,200
	35 歳 0 月	1.25%	5,900	11,800	17,700	29,600	59,200	119,100
	45 歳 0 月	1.00%	4,800	9,700	14,600	24,400	48,800	97,900
	55 歳 0 月	0.75%	4,200	8,400	12,700	21,100	42,300	84,700
	65 歳 0 月	0.25%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,000	74,100

*「移換時の年齢」とは、残余財産分配金を企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です。

なお、1 日生まれの方は前月末日が年齢到達日のため、「移換時の年齢」は +1 ヶ月になります。

*例えば、35 歳 0 月の男性が残余財産分配金 100 万円を移換された場合、年額約 69,200 円の通算企業年金を 65 歳から生涯にわたってお受け取りいただけます。

*女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです。

将来受け取れる年金額の試算は企業年金連合会ホームページの年金試算シミュレーションで行えます。

<https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>



年金試算シミュレーション

●年金試算結果画面では、ご自身の支給開始年齢時の年金額、支給開始年齢、事務費額が表示されます。

年金試算シミュレーション

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 (半角入力)

拠出一時金総額、個人別管理資産、残余財産分配金総額 円 (半角入力 ※半角未満は四捨五入)

性別 ☒ 男性 ☐ 女性

遺族厚生年金日付 (注記1) または基金の満期日・解約の日付 (半角入力)

移換を申出する予定の年月 (注記2、3、4) (半角入力)

遺族に遺族厚生年金として連合会に移換してそのままにしている (否) ☐ はい ☒ いいえ

試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年額の支払額) (注記1)	151,499円	支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2)	65歳
移換時の年額	41歳5ヶ月	移換時の適用利率	1.50%
注記1 ・支給開始年齢から生涯にわたってお受け取りいただけます。 ・80歳到達に達した場合は、残りの期間分の一時金が遺族に支給されます。 ・この年金額から更に下記の事務費額が控除されることはありません。			
注記2 ・生年月日等により支給開始年齢を超えて移換された場合は、移換された月に年金の受給権が発生するため、移換された月の翌月分から年金が支給されます。			
拠出一時金総額または残余財産分配金総額	2,000,000円	移換時に控除する事務費額 (注記3)	34,100円
注記3 ・移換時に一括して控除させていただきます。毎年、控除されるものではありません。			

●事務費とは、残余財産分配金の移換手続きやデータ管理、年金のお支払い等に係る事務手数料を、残余財産分配金の移換時に一括して控除させていただくものです。

事務費（上限34,100円）＝①定額事務費（1,100円）＋②定率事務費（上限33,000円）

①定額事務費は、受付、移換完了通知書の送付などに要する経費に充てられます。

②定率事務費は、データ管理、振込手数料などに要する経費に充てられます。

通算企業年金を選択される場合には 次のことにご注意ください

加入されていた厚生年金基金にお申し出ください

- 通算企業年金を選択される場合は、加入されていた厚生年金基金にお申し出ください。
- このお申し出により、厚生年金基金から企業年金連合会へ残余財産分配金に移換されます。
- お申し出の方法やお申し出期限等につきましては、加入されていた厚生年金基金の事務担当者の方へお尋ねください。

移換時に事務費をいただきます

- 移換された残余財産分配金から事務費をいただきます。
- 事務費の額は、移換された額（残余財産分配金）、移換時の年齢および性別によって異なりますが、34,100円を上限としてご負担いただきます。（概ね150万円の移換額で上限の34,100円になります。）企業年金連合会ホームページで具体的な試算ができますので、そちらをご活用ください。

- このパンフレットに関するQ&Aを企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

<https://www.pfa.or.jp/qa/jukyu/jukyuu04.html>

企業年金連合会

検索



お問い合わせ

詳しくは、企業年金連合会（または加入されていた厚生年金基金）にお問い合わせください。

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金コールセンター


Pension Fund Association
企業年金連合会
企業年金の明日を担う



0570-02-2666

※IP電話からは **03-5777-2666**

企業年金連合会ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>



- (注) 通算企業年金については、企業年金連合会規約に定められています。企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。
- (注) 法律改正（平成26年4月施行）により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会（新連合会）の設立時に解散することとなりました。（現段階では、解散時期は未定です。）企業年金連合会が解散した場合は、通算企業年金に代えて残余財産を分配することになりますが、その分配金の額が当初お預かりした残余財産分配金を下回る場合があります。また、新連合会が、その分配金を原資として新たな老齢年金の給付を行うことができますが、現在の通算企業年金と同じ給付設計になるとは限りません。